

	建ぺい率 (%)	容積率		絶対高さ	外壁後退	道路斜線	隣地斜線		北側斜線	日影規制			
		都市計画に よる指定値 (%)	前面道路幅 員12m未満の とき 幅員(m)×			勾配 ※	立上り(m)	勾配		対象となる建 築物の高さ	平均地盤面 からの高さ	規制時間 (敷地境界線からの水平距離)	
												5mを超え 10m以下	10mを超える
第二種中高層 住居専用地域	60	200	0.4			1.25	20	1.25		10m	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域	60	200	0.4			1.25	20	1.25		10m	4m	5時間	3時間
第二種住居地域	60 (一部 地域 80)	200 (一部 地域 400)	0.4			1.25	20	1.25		10m	4m	5時間	3時間
近隣商業地域	80	200	0.6			1.5	31	2.5		基本的には日影規制はないが付近の対象 区域に日影を生じさせる場合は規制有り			
商業地域	80	400	0.6			1.5	31	2.5					
準工業地域 (特別用途地区)	60	200	0.6			1.5	31	2.5					
工業地域	60	200	0.6			1.5	31	2.5					
工業専用地域	60	200	0.6			1.5	31	2.5					
無指定地域	70	400	0.6			1.5	31	2.5					

※道路斜線制限適用距離は敷地毎に容積率の限度により定まるため、個別にお問い合わせください。

都市計画区域内は全て区域区分非設定(非線引き)です。市街化区域及び市街化調整区域はありません。

市内全域において壁面線、敷地面積の最低限度、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、地区計画、建築協定の指定はありません。

建築基準法第22条指定区域、準防火地域については都市計画図にてご確認ください。防火地域はありません。